

商品概要説明書

退職金定期貯金「ライフステージ」

(令和5年4月1日現在)

商品名	<ul style="list-style-type: none"> 退職金定期貯金「ライフステージ」 ※この商品は「スーパー定期貯金」の商品内容を一部変更したものです。
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> 個人の方で、以下の条件のうちいずれかに該当される方 <ol style="list-style-type: none"> 退職金受取から1年以内に新規にお預入れいただける方。 退職金受取から1年以内に新規にお預入れいただき、かつ公的年金（国民年金、厚生年金、共済年金）の受取を新規にご指定（ご予約を含む）または、既にご指定（ご予約を含む）されている方。 ※年金を予約いただける方は、55歳から受給権発生の3か月前の方とします。 ※年金受取口座の管理店舗または予約店舗に限定した取扱いとします。
取扱期間	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年4月3日から令和6年3月29日まで
預入期間	<ul style="list-style-type: none"> 1年もの ※預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができます。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入限度額 (4) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> 一括預入 200万円以上 退職金として受け取った金額の範囲内 1円単位
払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> 満期日以後に一括して払い戻します。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> 預入時の約定利率を満期日まで適用します。 満期日以後に一括して支払います。 付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手数料	—
特典	<ul style="list-style-type: none"> 金利上乗せ（初回満期時まで適用） 《退職金》 店頭表示金利+年0.20% 《退職金+年金》 店頭表示金利+年0.25% ※金利環境の変化等があった場合は、予告なく商品内容・条件等を変更させていただきます。 ※自動継続型の場合、ご継続時は一般の「スーパー定期貯金」の店頭表示金利が適用されます。
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> 自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れることができます。（貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率） マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてJ Aバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。
中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 約定利率×50% ただし、②の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。

<p>貯金保険制度 (公的制度)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
<p>苦情処理措置および 紛争解決措置の内容</p>	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または金融部金融管理課(電話：087-825-0227)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所(電話：03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部金融管理課またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>愛媛弁護士会(電話：089-941-6279) 岡山弁護士会(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。)</p>
<p>その他参考となる 事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ・退職金受取後1年以内であれば、他金融機関からの預替えも対象といたします。 ・自動化機器による預入れはできません。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JA香川県